

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

訓子府町は、予防接種関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

訓子府町長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定により、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務 ⑥新型インフルエンザの予防接種(特定接種・住民接種)の実施に関する事務に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】 25、26、153、154の項 【情報照会】 25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町 総務課 庶務係(電話 0157-47-2112)又は 訓子府町 福祉保健課 健康増進係(電話0157-47-5555)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町 福祉保健課 健康増進係(電話0157-47-5555)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報にアクセスできるシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している ・必要に応じてデータのバックアップを取得し、データの損失に備えている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I-5-②所属長	福祉保健課長 谷方 幸子	福祉保健課長	事後	
平成31年3月29日	II-1 一つの時点の計数か	2015/1/1	2019/3/1	事後	
平成31年3月29日	II-1 一つの時点の計数か	2015/1/1	2019/3/1	事後	
令和2年12月23日	公表日	2019/3/29	2020/3/12	事後	
令和3年3月9日	I-1-②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定により、定期予防接種の動	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定により、定期予防接種の動	事後	
令和3年3月9日	I-3 個人番号利用	番号法別表第一 10	番号法別表第一 10、93の2の項	事後	
令和3年3月9日	I-4-②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、別表第二 115の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和3年3月9日	II-1 一つの時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月9日	II-2 一つの時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和4年1月7日	II-1 一つの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月7日	II-1 一つの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、別表第二 115の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	情報照会；番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 情報提供；番号法第19条第8号、別表第二 16の2、16の3、115の2の項	事後	
令和7年3月3日	II-1 一つの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月3日	II-2 一つ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月3日	3. 個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表14の項	法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表14、26の項	事後	
令和7年3月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報照会；番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 情報提供；番号法第19条第8号、別表第二 16の2、16の3、115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】 25、26、153、154の項 【情報照会】 25、27、28、29、153の項	事後	
令和7年3月3日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年3月3日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月3日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)		・特定個人情報にアクセスできるシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している ・必要に応じてデータのバックアップを取得し、データの損失に備えている	事後	